定款の一部変更が必要な部分（2013 年 5 月総会）

| （変更前） | （変更後） |
| --- | --- |
| 第10条（除名）<br>会員が次のいずれかに該当するときは，理事会の提案により総会の決議によって当該社員を除名することができる。 | 第10条（除名）<br>会員が次のいずれかに該当するときは，総会の決議によって当該社員を除名することができる。 |
| 第23条（役員の制限）<br>この法人の理事のうちには，理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係のある者がいてはならない。 | 第23条（役員の制限）<br>この法人の理事のうちには，理事のいずれか１人とその親族その他特殊の関係のある者がいてはならない。 |
| 第24条（理事の職務及び権限）<br>（中略）<br>３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，会長を代行する。 | 第24条（理事の職務及び権限）<br>（中略）<br>３　副会長は，会長を補佐する。 |
| 第31条（招集）<br>理事会は，会長が招集する。ただし，会長は，総理事（現在数）の２分の１以上から会議に付議すべき事項を示して，理事会の招集を請求されたときには，その請求のあった日から１０日以内に，これを招集しなければならない。 | 第31条（招集）<br>理事会は，会長が招集する。ただし，会長は，理事から会議に付議すべき事項を示して，理事会の招集を請求されたときには，その請求のあった日から１０日以内に，これを招集しなければならない。 |
| 附則<br>１　この定款は，法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。<br><br>２　法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは，第３８条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。<br><br>３　この法人の最初の会長はカリン・ヤマグチとする。 | 附則<br>１　この定款は，一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。<br>２　一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは，第３６条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。<br>３　この法人の最初の代表理事はカリン・ヤマグチとする。 |

| | |
|---|---|
| 第20条（議事録）<br>２　議長及び出席した理事及びその会議において選任された議事録署名人２名は，前項の議事録に記名押印する。 | 第20条（議事録）<br>２　議長及び出席した理事及びその会議において選任された議事録署名人２名は，前項の議事録に署名又は記名押印する。 |
| 第33条（議事録）<br>２　出席した理事及び監事は，前項の議事録に記名押印する。 | 第33条（議事録）<br>２　出席した理事及び監事は，前項の議事録に署名又は記名押印する。 |